

万葉集の成立について

伊丹末雄

万葉集の成立について

いうまでもなく万葉集の巻十七以降の四巻は、往々大伴家持の歌日記と呼ばれるにふさわしい性質のもので、半ば以上を占める彼の歌と、歌をめぐる人々の作品とから成る。

今、巻十七のみを眺めても、天平二年十一月から同二十年春までの、家持及び周辺の人物の和歌・詩文を収めるが、家持の越中守としてその国府に赴いた天平十八年七月までの作品は、十六以前の巻に収録された歌の補遺として巻頭にまとめられただけのこと、本体は家持の越中時代に集められた、彼自身と彼を取り巻く人々の作品なのである。

ところで、家持は天平十八年七月の越中赴任まで、自作の歌、見聞した他人の歌をメモすることのなかった歌人だったろうか。

いうまでもなく、早くからかなり丹念に和歌を収集していたに相違ない。そうでなければ万葉集の巻十六以前の巻々にあれだけ自己や周囲の歌を収録させることができなかつたはずであろうし、自作の歌の中に先人の歌語をあれほど活用できなかつたことであろう。

まず家持や大伴一族を中心とする歌全部が家持によって記されたものでなく、大伴坂上郎女あたりの、氏の書記などに助けられなが

ら行なっていた仕事を受け継いだのであつたとしても、それからの家持の払った努力だけでも小さなものではなかつたと思われる。

一々自分の手で記録したのではなかつたであろうが、とにかく家持が自作を中心としながら古今の和歌を熱心に集めていたのは、そもそも、なんのためであつたのか。

答えはまことに明瞭であろう。つまり、大伴氏のための歌集というよりは、むしろ自己の名を冠した歌集を編み、後世に残す念願に燃えていたのだと推測される。

大伴家持の歌人としての活動を始めた天平年間、すでに柿本朝臣人麻呂歌集——この歌集の一種は私が小著「万葉集の成立」中に論じたとおり大伴家持の編纂したものでなからうか。万葉集に採られた歌から、人麻呂歌集に天平年間の歌の入っていたことがわかる。

彼が万葉集編纂の実務者の一人に選ばれた原因の一つは、その経験を買われたためであつたろう。人麻呂歌集を編みながら人麻呂歌を学んだ青年時代をふりかえって、後に家持は「幼年未達山柿之門」(巻十七・三九六九序詞)と記したのであつたと思う——笠朝臣金村歌集・高橋連虫麻呂歌集・田辺福麻呂歌集が編まれつつあつ

た。ことに橘諸兄を通じて接触する田辺福麻呂の歌集の成立は、必ずや強烈な刺激を与えたはずである。名門大伴氏の長者たるべく育った彼は、いかにも貴公子にふさわしい矜持をもって生きた。その青年の日から孜々として励んだ和歌の道において、結局、大伴宿禰家持歌集の編纂を狙ったとしても、いささかの不審もないはずである。

しかるに、家持は越中赴任以前の貴重な歌メモのみか、大伴家に伝来していたと推定される歌に関する資料類——聚歌林等も含まれると思う——をも悉く万葉集編纂事業のために提供してしまった。そもそも、なにゆえであつたらう。

おそらく、これには、なんとしても拒みかねる事情が存在したというより、むしろ積極的に協力しようとした決心させるに足る事情があつたと考えられる。大伴家持をして、すべての歌に関する資料を投げ出させた要因として、われわれはほとんど二つの力しか想定できない。すなわち一は朝廷の命であり、二は彼の地位を保証するに足る人物の懇望である。

一はしばらくおき、二に該当するであろう人を史上に求めるならば、当然、橘諸兄に白羽の矢を立てざるをえない。天平時代の家持は、自己と一族(?)の浮沈を賭けて諸兄に連なっていたのであつた。

しかし私など、家持を動かした力は、むしろ上の二つの重なり合つたものであつたらうと推察する。それだけ致仕前の橘諸兄が皇室、特に元正太上天皇と密接なつながりをもっていたわけである。(天平十五年、聖武天皇と元正太上天皇との間に疎隔が生じた後は諸兄は太上天皇側に属し、太上天皇といよいよ親しくなつたから、自

然、天皇にはうとまれがちになつていったけれども。) 私は、万葉集の編纂を思い立った人物を橘諸兄であつたと推定する。なんのためか。

おそらく空前絶後の大歌集をつくり、己が首班であつた天平の栄光を後世に永く示したかったのであろう。さらにまた、時代の風潮からして、万葉集編纂によつて皇室、なかならず元正太上天皇と聖武天皇を満足させるとともに、自己の地位の安泰をはかろうとしたのであろう。

総じて天平は和歌の時代であつた。なにしろ、続日本紀によれば、その六年二月一日、

天皇御朱雀覽歌垣。男女二百卅余人。五品已上有風流者皆交雜其中(下略)

という歌謡にかかわる、ほほえましい行事があつたという。これは同年七月七日、天皇が相撲を見、夕には文人に七夕の詩を賦させた、との記事と対比させる時、いっそう感慨を深くさせるもので、このまま進めば、天平の代はさぞのどかでありえたことだらう。

しかるにその七年、大宰府管内に起こつた天然痘はまたたく間に全国に広がり、国民多数の命を奪い、知太政官事舎人親王、参議新田部親王をも死に至らしめた。九年に至つて疫瘡が再び生じ、いわゆる藤原回子をはじめ政界の要人を片端から倒し、朝廷の首脳は参議鈴鹿王・橘諸兄(葛城王)を除いて潰滅してしまふ。この時、一躍首班にのし上がったのが橘諸兄にはかならない。

悪疫のみならず飢饉による人心の動揺に乗じ、天平十二年八月、上表して時政の得失を指弾し、挙兵したのが大宰少弐・藤原広嗣だつた。彼は唐から帰朝して政界に勢力を伸ばしつつあつた玄昉・吉

備真備を除くべきことを請うたのであったが、この二人を擁していたのが橘諸兄であった以上、煎じ詰めれば橘諸兄体制に対する敵対だったわけである。すでに光明皇后とたく結んだ藤原仲麻呂の勢力の一部がこうした形で火を吐いたと見れないこともないよう思う。

この広嗣の乱に狼狽した聖武天皇は、反乱勃発からいくばくもない十月、突然、伊勢行幸に出発し、その月、広嗣捕獲斬殺の報告を受けても平城京に帰られず、十二月には恭仁宮を京とする旨を決められた。平城京やその周辺に不穏な事態の出現するのを恐れて「咲く花の匂ふが如」き都を一旦放棄されたものと推定される。

恭仁京の置かれた山城国相楽はもと橘諸兄の別業のあった土地ゆえ、天皇をここに導いたのが諸兄であったことは明白であろう。彼こそ広嗣の弾詔を受けた廟堂の権力者だったのであるから、聖武天皇・元正太上天皇に劣らぬ恐怖感を抱いて日を送ったと考えてよい。

これ以後、特に天皇・太上天皇・諸兄には強固な帝王であった当時の皇系の祖・天武天皇の治世に対する憧憬が高まり、天皇権力の絶対をめざす万代思想が強烈となっていたように見受けられる。天平十三年二月の国分寺創建の詔、十五年十月の大仏造立の詔も、これに連なるものと解すべきであろう。

したがって、和歌のもてはやされた時流に流されながらも、宮廷の歌に関する態度が変わっていく。

たとえば続日本紀によれば天平十四年一月十六日、天皇が大安殿に群臣と宴して五節田舞を見、さらに少年童女に踏歌させたというが、天武時代を回想しての行事であったはずである。

これが進んで、十五年五月五日には、久邇京における盛大な宴の

席上、元正太上天皇の御製をはじめとする賀歌三首がよまれ、太上天皇のそれは女皇太子・阿倍内親王（後の孝謙・称徳天皇）の五節舞についての、

蘇良美都 夜麻止乃久爾波 可未可良斯 多布度久安流羅之
許能末比美例婆

というものであった。宴を貫くものは白鳳回帰、天皇権力絶対の万代思想であったとみなしてよからう。

さらに万葉集によれば十八年正月にはいわゆる雪の賜宴の盛儀があり、やはり白鳳思慕の行事とみるべきである。

天平とは、こうした止むに止まれぬ懐旧の時代だったのである。危機感の強い時ほど安定していた時代を回想させるとともに、大いなるものを希求させずにおかない。大仏造立を企てた力は、同時に大歌集の出現をも要求したはずである。

現在なお万葉集と橘諸兄との関係を無視しようとする研究者がいるらしいが、小著「万葉集の成立」でも述べたように、諸兄が万葉集の編纂を助けている形跡が見受けられる。

たとえば巻六・一〇二六歌左注に

右一首右大臣伝云故豊島采女歌

とあるが、諸兄から伝聞してこれを記録した人物はまず彼につながっていた大伴家持か田辺福麻呂のうちの一人であろう。

また巻二十・四四五六歌左注には

右二首左大臣読之云爾

とあって、諸兄から家持が歌を聞かされていることがわかる。

さらに巻十八の巻頭を繙くに、「天平二十年春三月」、歌人・田辺福麻呂が「左大臣橘家之使者」として越中国府にあった大伴家持の

もとまで出向き、「太上皇」すなわち元正太上天皇と橘諸兄の歌を中核とする「七首」を伝え、家持が

後追和橘歌二首（四〇六三・四〇六四）

をよんでいるけれども、橘一族でもなく、直接の部下でもなく、高位の人でもない福麻呂が選ばれたのは、どうしても当時著名な歌人であったためとしか受け取れない。だとすれば、やはり万葉集の編纂事業となんらかの関連のある下向だったと見るべく、万葉集と諸兄との深い関係を推定させずにいいない。

常識的に考えても、万葉集編纂に實際上、大きな痕跡を残した大伴家持が頼りとしていた橘諸兄に、万葉集に、万葉集との関係がまるでないとは受け取りがたいはずではないか。

私はかねて橘諸兄を万葉集の編纂代表者、大伴家持を主たる編纂実務者と目して来た。今にして熟慮すれば、家持のみならず、田辺福麻呂をも実務者の一人とみなすべきであったようである。

さて、次に橘諸兄によって万葉集の編纂が企てられたのはいつのことであったのか。もとより明確には断じえないが、諸兄を発案者と考える限り、おのずからその年代が定まる。すなわち諸兄の左大臣昇任は天平十五年五月五日のことであるから、おそらく、それくらいほどない後であろう。これは万葉集の材料の一とされた田辺福麻呂歌集が巻六・一〇六二から六七に及ぶ歌によって、すくなくとも天平十六年閏正月までの作を収めていたらしいことがわかるところからも推定できる点なのである。私が説いて来たように、十八年正月の雪の賜宴で和歌に対する興味をそられた太上天皇と橘諸兄の意志の一致から万葉集の編纂が企てられたのであるまいか。

後藤利雄氏（「万葉集成立論」）等の指摘される天平五年直後の万

葉歌の断層は、憶良の死による彼の歌メモ——死後、大伴家に移る——の終幕の反映であろうし、同十二年直後の断層は官人の恭仁京への移居に基づく現象であろう。

このころまで大伴家の和歌の記録を主掌したのは大伴坂上郎女らしく、後に万葉集の作者不明の巻とされる歌の集録は、実に郎女によって進められたもので、彼女が最初の夫・穂積皇子からもらった巻十三に相当する歌集に作者名のなかった影響を受けたのである。

ところで、橘諸兄がほんとうに結びついていたのは聖武天皇ではなく、元正太上天皇である。生涯独身を守らねばならなかった元正の諸兄に寄せる好意には、一種恋情にも似たものがあつたのかもしれない。

その元正太上天皇、白鳳の盛代に憧れ、歌を好んだ元正太上天皇の、命でなければ意を奉じて編纂に着手した歌集がすなわち万葉集であろうと解釈するわけであるが、そうした役割を担っていられたと推測される元正も、天平二十年四月崩御した。

老上皇の日を追う衰弱を知悉しながら、橘諸兄の胸中に、よし未完成のままであろうとも万葉集を一目見せたいという願いが湧かなかつたであろうか。

万葉集巻十八の巻頭に、次の如き題詞が存在していることはすでに記した。

天平廿年春三月廿三日、左大臣橘家之使者造酒司命史田辺福麿

饗于守大伴宿称家持館。爰作新歌、并使誦古詠、各述心緒

そうして田辺福麻呂が「太上皇」すなわち元正と橘諸兄の歌を中心とする「七首」——元正と諸兄のむつまじさをあけっぴろげに表現したもの——を家持に伝え、家持がうやうやしく「追和」の歌をよ

んだことも上記のとおりである。

この田辺福麻呂越中下向の任務がどういふものであったのか、ここでもう一度吟味してみると、どうやら元正太上天皇の崩御が迫っていた事実と無関係ではなさそうである。

つまり越中国府にいた大伴家持のもとで万葉集の一部が編まれたのであったので——京の田辺福麻呂も別に一部の編纂を行っていたのではないかと思われるが——、それらを橘家に揃えて太上天皇のもとへ届けるため、諸兄がわざわざ福麻呂を派したのでなかったらうか。だからこそ「橘家之使者」として歌人福麻呂が用いられ、あわただしい旅程で越中を訪れたのであるまいか。

とにかく元正崩御の直前、万葉集に上のような記録があるという事実を、単なる偶然と見過ごしがたいわけである。

逆に論ずるならば、巻十八の巻頭から万葉集と橘諸兄のつながりが、元正太上天皇にまで及んでいたと想像できるのであるまいか。

万葉集の編纂は橘諸兄によって発案され、歌を好む社会の趨勢に支援されながら元正太上天皇の命ずるところとなり、天平三年以降二十年春までの間に作業を開始したのであったとみなしたい。

それは元來、五巻とか十巻とか十五巻とか二十巻とか、区切りのいい巻数を目ざしての仕事であったに違いない。現に伝わる万葉集が二十巻であることから、こう推察してよいように思う。

しかし天平二十年春までに編まれた万葉集はもちろん、もっと少ない分量のもので、せいぜい巻十七までができていたこととなる。

後藤氏（上記書）の見解によれば、巻十五が十六よりむしろ遅くまとめられた巻らしいそうであるが、それにしても巻十六は天平二十年春以前には成立したことと思われるから、この巻の編まれ終わ

っていたことは考えられてよからう。（巻十六はその後、手入を受け、歌の増補すら行なわれたふしがあるから、私がかここでいう巻十六とは、現に伝わる巻十六の原形と理解してほしい。）

問題の残るのが巻十七で、歌の下限があたかも天平二十年春なのであるから、田辺福麻呂に託して橘諸兄のもとへ届けられたことか、間に合わないで家持の身辺に留まったことか。

私は、どちらかといえば不本意な家持を説得して福麻呂が持ち帰ったのでなからうかと推察している。巻十八が田辺福麻呂越中下向の時の歌から始まることとなったのであるまいか。こう解釈する以外、なぜ巻十七と十八が福麻呂下向の時をもって区切られるのか、説明しかねるであろう。

とにかく天平二十年春までの歌が記されていたものを、元正太上天皇に少しでも完成に近い姿の万葉集を見せたかったはずの橘諸兄の使者として、ほしげらない道理がない。

ともすると、巻十七の巻頭を占める補遺の部分は、それ以下の部分だけでは分量が少な過ぎたため、家持が急遽身の回りにあったメモを補ったものかもしれないのである。

あるいはまた、急がねばならなかった福麻呂が、おそらく二十三日に越中国府に着き、二十六日に帰途につくまで、僅か三日であろうとも留まっていたのも、巻十七等に家持とそれを助ける人々が手を加えている間だけ待つ要があったからかもしれない。

家持が敬意を払いながらも負けまいとした先輩・山上憶良の類聚歌林が七巻の歌集であつたらしいことを想起すれば、それをちょうど十巻上回る十七巻には、なんとしても万葉集をまとめたがったのではないかと考えられるふしもある。

一旦万葉集の一巻としての巻十七を己が歌日記的なものとしてそのまま人に渡してしまった大伴家持が、その後の歌日記に対して、万葉集中の各巻にふさわしい体裁とするための労をいとうた気持ちは理解できるように思う。

このように推論を進めてくると、万葉集はひとまず巻十七までの歌集として編纂事業が止められてしまったのだといえそう、近年の諸家の万葉集十六巻説に対し、十七巻説を主張してみたくなるわけである。(今の十七巻までが二十巻とされていたかも知れない。)

万葉集またはその巻一・二の原型を勅撰とすることはできないが、特に巻一・二の両巻に、宮廷に伝わっていたであろう資料の大きく使用されている点からも準勅撰的性格を考えてよいはずで、こうした性格を理解するめに、万葉集編纂の事業が元正太上天皇の崩御によって挫折し、未完成のまま伝わったことによるものと解する卑見は有効であろうか。

類聚歌林に言及したついでに、万葉集と歌林との関係について少しだけ触れさせてもらうなら、類聚歌林は高野正美氏の「類聚歌林」(「古代文学」昭和四十一年十二月・第六号)で主張されたとおり、山上憶良がその東宮侍講時代、首皇子(後の聖天皇)に和歌進講のためのテキスト(?)として編んだものであろう。正倉院文書に「歌林七巻」とあるのは、きわめて当然な記事で、この歌書は聖武天皇のそば近く使用され、崩御後まず正倉院に納められたはずである。

ところで、万葉集の編纂事業が大いに進むところには前記の如く聖武天皇と元正太上天皇との間に阻隔が生じ、橘諸兄は大伴家持等とともに太上天皇と密着していたため、天皇からは借用できなかった上、どうも、おおっぴらに利用し辛く、私ですでに感じてきたよ

うに編纂者は憶良から家持に伝えられた一本を大いに用いながら、天皇を憚って、おぼめかしているのである。

既成歌集が歌林を含めて六種しかない時代に、巻十七までも四千余首の和歌を必要とした万葉集の編纂者が、資料中最大の規模をもっていたのであろう類聚歌林から一首の歌も引かなかったなどと理解するのは、驚くべき過誤と評するほかに、たとえば

右一首歌山上憶良臣類聚歌林載焉(巻二・八五左注)

などと書かれている場合も、歌林から採られたものとみなしてよいのだと思う。

さて、もとへもどって、巻十八を検するに、四〇七二歌が天平二十年四月の作であるのに、次の四〇七三歌は翌二十一年三月十五日の作にかかる。その間、実に約一年の空白が存するわけであるが、なぜそのような事態が生じたのか。橘諸兄等、なにかんづく主要編纂実務者たる大伴家持の失望落胆の結果と受け取りたい。

長い間、苦心編纂に当たった万葉集のたてまつらるべき元正太上天皇は完成前に崩じ、編纂企図者・編纂代表者として家持等の労に報いるべき橘諸兄も政治的勢力を喪失しつつあった。努力して二十巻の万葉集を完成させたとなんになるう。大伴家持を襲う空しさは、実に大きく深いものがあつたらうと考える。

巻十八以下の歌日記が、ついにそれ以上、整理されぬまま残され、後に至って巻十七までの万葉集に併された理由の一つはここに求めるのが至当であるまいか。

一度、元正太上天皇のそば近く運ばれたかと思われる十七巻の万葉集は、どこに保存されたらう。おそらくは最も労苦した大伴家持のもとにもどされ、坂上大嬢等によって家持歌集のための資料とし

て蓄えられた歌メモ——後に卷十八以降の三巻となる——と共に家持の薨後、官没され、平城天皇時代、家持の罪のゆるされた時、人目に触れることとなり、整理されたものの如くである。目録もこの時、加えられたものであろう。但し後の源順等の力も加わっている。

後に菅原道真の目に触れた万葉集がどういふ本であったのか知るよしもないが、新撰万葉集の序に記されたところは、まことに万葉集本来の姿にふさわしいこととなる。

したがって、歌経標式が偽書でなく、正に藤原浜成の勅を奉じて宝龜三年に著わしたものであるとしても、この書に万葉集収載歌のいくらかが取り上げられ、御製以外ほとんど論難されている現象をもって驚くに足りない。浜成もまた万葉集を読んだはずはなく、別

万葉叙事

一

短歌が散文化されつつある。定型によってわずかに詩からの脱落を食い止めているかのようである。「私は今日ぬかみそを掻きまわしました」というような事実を、五七五七七に割当てた作品が、毎月幾百の短歌雑誌に満載されているのが現状である。短歌が言葉の

な資料により、万葉集にも収められた歌を見ているだけなのである。現に歌経標式に取り上げられた歌は万葉集所伝のものと同歌詞が相違している場合が多いではないか。

万葉集という集名は、橘諸兄の発案したものと思われ、「万葉集の名義と成立」という拙稿（「美夫君志」昭和四十一年十二月・第十号）を参照していただきたいものである。

付記 いろいろ、くふうしてみたが、第百回記念発表会で一時間にわたり述べさせていただいたものを、二十枚程度の文章になおすことなど不可能なので、やむをえず今春ある印刷物に載せた拙稿の一部に、かなり重要な点をもり込んで責をふさごうとする。おゆるし願いたい。

市村 宏

芸術であることが忘れられ、文字の、イヤ活字の芸術だとまで思い違いされると、調べを忘れた短歌散文化の傾向は一層拍車をかけられた。

上代には漢字が輸入されるまで文字がなかったから、言葉の芸術としての純粋性が保たれ、伝説も歴史もすべて詩になった。そこに文字以前の長い叙事詩の時代があったし、古事記はその面影を今に